

◎新潟県告示第601号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
6月25日（月） 6月26日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	サン・ワークしばた	新発田市全域	
6月27日（水） 6月28日（木）		新発田市生涯学習センター		
6月29日（金）		新発田市菅谷コミュニティセンター		
7月2日（月）		新発田市豊浦地区公民館		
7月3日（火） 7月4日（水） 7月5日（木） 7月6日（金）		新発田市生涯学習センター		
7月9日（月）		新発田市紫雲寺支所		
7月10日（火）		新発田市加治川支所		
7月11日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月2日、1月3日を除く。		新潟県計量検定所		上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会